

著作権情報ワーキングチーム報告書

1 検討の経緯

平成 20 年度の「資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会」（以下「関係者協議会」という。）において、国立国会図書館（以下「NDL」という。）が明治期・大正期の図書のデジタル化及びインターネット提供のために実施している著作権処理に伴い作成した著作権情報データベース（以下「NDL 著作権 DB」という。）の利活用の可能性につき、問題提起がされた。

平成 21 年度の関係者協議会では、この問題提起を受け、NDL 著作権 DB の利活用の可能性を検討し、そのための課題を整理するために、ワーキングチームを設置した。

2 書籍等の著作権情報の現状

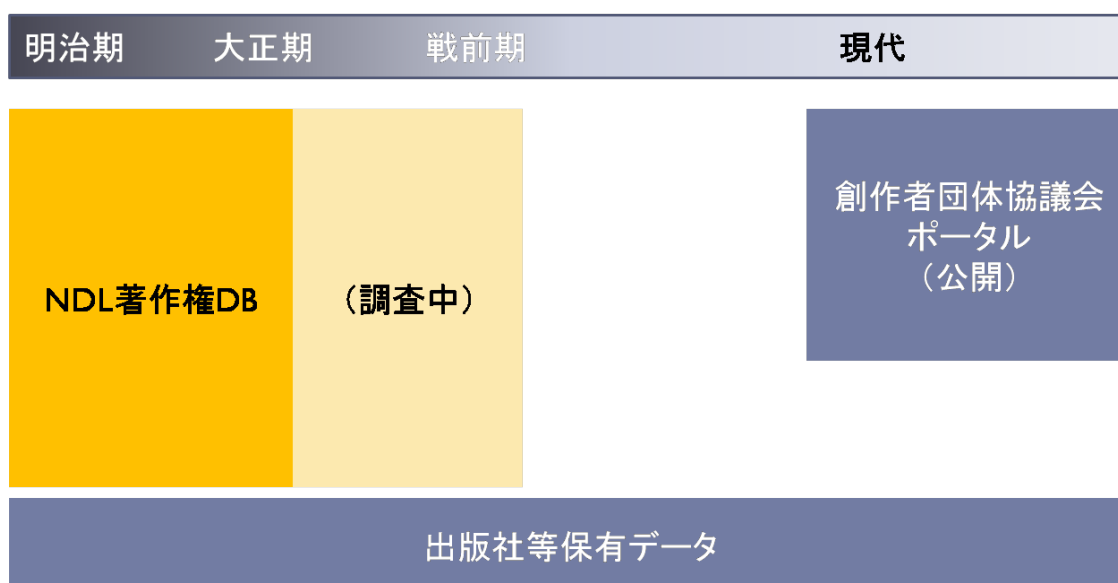
近年の情報通信技術の発達は、広範な国民が著作権者の許諾が必要な著作物利用を行う機会をもたらすと同時に、より多くの著作物を利用可能な状態に置くことも可能としている。広範な利用者が多くの著作物を適正に、かつ、より簡便に利用できるように公開の著作権情報を整備することは、利用者にも著作権者にも必要である。この必要性はこれまでも指摘されており、著作者団体等では著作権情報データベースの整備を進めている。

平成 21 年 1 月には、著作権問題を考える創作者団体協議会が 111,413 人の著作者を対象とするポータルサイト（以下「創団協ポータル」という。）を開設した。しかしながら、創団協ポータルに登録されている著作者数のうち 90,443 人は日本音楽著作権協会の提供するデータであり、書籍等に係る著作権情報の集約は、集中管理が進んでいる音楽の著作権と比べ、途上にあるのが現状である（人数はいずれも平成 21 年 1 月現在）。

一方、NDL では、平成 12 年から所蔵資料のデジタル化及びインターネット提供のための著作権処理を実施してきた。その際に活用可能な著作権情報は『文化人名録（著作権台帳）』（日本著作権協議会）があったが、必ずしも包括的なものではなく、また、2002 年版以降発行されていない。NDL は、これらの文献を基に、著作者の関係機関、出版者等の協力を得て調査を行い、約 7 万人（明治期刊行図書）の著作者についての著作権情報を保有している。ただし、個人情報の保護等の制約もあり、現在は公開していない。

また、今後は、順次、大正期及び昭和戦前期の書籍を対象に調査を実施する予定である。

(図) 著作権情報データベースの対象年代 (イメージ)



3 NDL 著作権 DB の内容

NDL 著作権 DB は、明治期刊行図書等の刊行年の古い書籍について、悉皆的に当該出版物から著作者を洗い出して、著作権の有無及び著作者者の連絡先について、調査を行ったデータを保有しているものである。著作権調査は、『著作権台帳』その他の名簿、名鑑等による文献調査、所属機関等に対する問合せによる調査、インターネットを通じ著作者名を公表して連絡先等を調べる公開調査といった手順により行っている。

NDL 著作権 DB の構成は別紙のとおりである。また、NDL 著作権 DB における著作者データは、次のようなものである。

(表) NDL 著作権 DB における著作者データの例 (データ項目の一部のみ抜粋したもの)

著者 ID	00000000
著者名	国会//図書夫
著者名よみがな	こっかい, としょお
生年	1900
没年	1990
著作権ステータス	B (注: 著作権保護期間中を示す)
著者種別	J (注: 日本人 (古典以外)、個人を示す)
著作権者名 (姓)	国会
著作権者名 (姓よみがな)	こっかい

著作権者名 (名)	図書子
著作権者名 (名よみがな)	としょこ
著作権者郵便番号	100-0014
著作権者住所 1	東京都
著作権者住所 2	千代田区永田町 1 - 1 0 - 1
著作権者電話番号	03-3581-2331
著作権者メールアドレス	Mail*address@ndl.go.jp

4 NDL 著作権 DB の課題

今回の検討において、NDL 著作権 DB の利活用に関しては、次のような課題があることが指摘された。

(1) 著作権者、調査協力者との関係

NDL 著作権 DB に含まれるデータは、NDL における資料のデジタル化とインターネット公開のための著作権処理に使用することを目的として収集したものである。このため、著作権者、調査協力者との関係で以下のような課題がある。

- ① 権利者の連絡先を、NDL における著作権処理以外の目的で利用することは、権利者の同意が必要となる。
 - ② 没年などについても、NDL における著作権処理の目的で収集したデータであるのでその取扱いに関し、契約上、権利上の問題がないか、精査する必要がある。
- 以上の課題については、NDL において処理する必要がある。

(2) データの内容

NDL 著作権 DB は、前述したように NDL における資料のデジタル化及びインターネット公開のための著作権処理の成果として作成されたものである。このため、他の著作物利用のために活用する場合には、データの内容に関して以下のような課題がある。

- ① 無償での利用を前提としたものであるため、権利の持分等のデータを持っていない。
- ② 一旦許諾が得られれば、その後に著作権者と連絡を取ることは想定していないため、著作権者の異動について、追跡調査をしていない（当該著作者について、後から別途著作権処理を行う場合を除く）。
- ③ 著作者が 11 人以上いる資料は、著作権処理の対象外としている。

実際の活用に関しては、以上で指摘したデータベースの維持、目的に応じたより網羅的な著作権者の調査等の課題を、より大きな枠組みで検討する必要がある。

5 NDL 著作権 DB を利活用する意義

以上のように、NDL 著作権 DB は、それ自体を直ちに著作権処理に活用することは困難な面があるものの、著作権の有無を調査するための利用、NDL による調査時に著作権者が不明であったかどうかを知るための利用等限定された目的で活用することは比較的容易に行うことができる。今後、より広範な著作権情報データベースを構築しようとする際には、その基礎データとして活用することも可能である。また、近代文学研究の基礎資料としての活用等も考えられる。

NDL 著作権 DB は、書籍等に係る著作権情報データベースの一つとして一定の意義を有するものであり、可能な範囲で利活用することにより、著作物利用の円滑化が図られる。このため、今後、NDL をはじめ各当事者において、活用に向けた課題を解決していくことが望ましい。

(別紙) NDL 著作権 DB の主な構成

